

# ☆ 航空法第99条の2に基づく手続き

# 三遠煙火(株)

航空自衛隊浜松基地の飛行場からの半径4km圏内の場所で、煙火を消費する場合は、許可申請の手続きが必要となります。また、航空自衛隊浜松基地の飛行場から半径9km圏内の場所で、4号以上の煙火(4号ポカ物を除く)を消費する場合も、許可申請の手続きが必要です。

航空自衛隊浜松基地の飛行場からの半径9km圏外の場所では、6号以上の煙火を消費する場合に、通報の手続きが必要となります。また、航空自衛隊浜松基地の飛行場から半径9km圏外の航空路内の場所では、4号以上の煙火(4号ポカ物を除く)を消費する場合に、通報の手続きが必要となります。

## 許可申請の手続き(浜松市西区一部・中区・東区)

①「花火の打上許可申請書」を2部作成する。

最大高度欄には最大号数の高度と「開花半径を含む」の説明文を記入する。

各号数の最大到達度・星の最大到達度を参考に記載すること

号数	最高到達高度	号数	星の最高到達高度
2. 5号		2. 5号	85m未満
3号		3号	150m未満
4号	155m	4号	210m未満
5号	170m	5号	260m未満
6号	200m	6号	310m未満
7号	230m	7号	350m未満
8号	280m	8号	400m未満
10号	330m	10号	480m未満
15号	400m	20号	700m未満
20号	490m	20号	700m未満

②打上場所と航空自衛隊浜松基地が載った「打上場所と飛行場の位置関係図」の一部を郵送する。

③航空自衛隊浜松基地へ「花火の打上許可申請書」「打上b所と飛行場の位置関係図」の一部を郵送する。

送先 〒432-8001 浜松市西区西山町  
航空自衛隊 第一航空段防衛部運用班

④数日後、航空自衛隊浜松基地へ連絡し、承諾を受け、確認番号を聞く。

TEL 053-472-1111(代表)内線3232  
航空自衛隊第一航空段防衛部運用班

⑤もう一部ある「花火の打上許可申請書」その他欄に「航空自衛隊浜松基地に連絡調整済み(確認番号・確認日)と記入し、「打上場所と飛行場の位置関係図」と80円切手を付けた返信用封筒を同封し、下記の所に郵送する。

〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1  
東京航空局 東京空港事務所

航空管制情報官室 03-5757-3000 内線4014

打上当日、雨等により日時の変更を(TEL186-0476-33-5515 東京航空局 東京航空事務所)に必ず、  
連絡してください。(24時間対応)

)